

## 亀山市景観形成基準チェックシート

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は亀山市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名	
行為の場所	亀山市

(1) 行為の場所について、該当するものに■チェックをして必要な部分を記入して下さい。

景観計画区域 の区分	<input type="checkbox"/> 景観形成推進地区		
	<input type="checkbox"/> 亀山城下町景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 関宿周辺景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 坂本棚田景観形成推進地区		
周辺や背景に みられる景観 ※該当するもの 全てにチェック	<b>要素</b>		<b>具体的な資源名等を記入</b>
	自然	<input type="checkbox"/> 山・緑地	
		<input type="checkbox"/> 農地	
		<input type="checkbox"/> 河川	
	歴史・ 文化	<input type="checkbox"/> 街道・歴史的町並み	
		<input type="checkbox"/> 文化財・社寺	
		<input type="checkbox"/> 集落	
	市街地 等	<input type="checkbox"/> 住宅地・住宅団地	
		<input type="checkbox"/> 商業地	
		<input type="checkbox"/> 工業地	
<input type="checkbox"/> 道路			
<input type="checkbox"/> 鉄道・駅			
その他	<input type="checkbox"/> ( )		
行為地付近の 主要な視点場 ※該当するもの 全てにチェック	<b>要素</b>		<b>具体的な視点場名等を記入</b>
	<input type="checkbox"/> 公園		
	<input type="checkbox"/> 展望台		
	<input type="checkbox"/> 橋		
	<input type="checkbox"/> 道路		
	<input type="checkbox"/> その他( )		

※主要な視点場の箇所については、[亀山市眺望マップ](#)からご覧になれますのでご活用ください。

(2) 計画の内容において行為地の地域に適用する景観形成基準を確認し該当するものに■チェックをして、良好な景観の形成のために配慮又は工夫した内容を記入して下さい。

【建築物・工作物】

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
配置・規模	○高さは、敷地地盤面から 12m 以下、かつ 3 階建以下とすること。 ※ただし、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ 12m を超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、12m を超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。(解説書 P56 参照)	■		
	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。	■		
	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。(解説書 P28 参照)	□		
壁面の位置	・行為地が文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。(解説書 P31 参照)	□		
	○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。	■		
	・道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の外壁にそろえることを基本とすること。(解説書 P57 参照)	□		
形態・意匠	・道路に面する外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界から後退させ、垣根(植栽)、塀、門等の外構を設けることができる位置を基本とすること。なお、困難な場合は周囲の景観との調和に配慮すること。(解説書 P57 参照)	□		
	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。	■		
	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。(解説書 P34 参照)	□		
	・隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。(解説書 P37 参照)	■		
	・屋根は勾配屋根を基本とすること。(解説書 P58 参照)	■		
	・樋の色彩は茶系、黒色系等とし、周囲の景観との調和に配慮すること。(解説書 P59 参照)	■		
・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。(解説書 P35 参照)	■			

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄	
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。(解説書 P36 参照)</li> </ul>	□			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。(解説書 P38 参照)</li> </ul>	■			
	○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。	■			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、別表 1 のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 20 分の 1 未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。(解説書 P40 参照)</li> </ul>	■			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。(解説書 P44 参照)</li> </ul>	□			
	○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。	■			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の素材は、黒・灰色系の日本瓦葺きを基本とすること。なお、困難な場合は周囲の景観との調和に配慮すること。(解説書 P59 参照)</li> </ul>	■			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。(解説書 P45 参照)</li> </ul>	■			
	外構・緑化	○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。	■		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。(解説書 P46 参照)</li> </ul>	■		
<ul style="list-style-type: none"> <li>工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。(解説書 P47 参照)</li> </ul>		□			
<ul style="list-style-type: none"> <li>行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。(解説書 P48 参照)</li> </ul>		□			
○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。(解説書 P49 参照)		■			

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
外構・緑化	○屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。(解説書 P50 参照)	■		
その他	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺状況に応じて照明方法等を工夫すること。(解説書 P51 参照)	■		

## (3) アクセント色使用部分等の面積 (アクセント色を使用している場合のみ記入してください)

対象事項		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/20
アクセント色 使用部分等の 面積	東側立面	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	西側立面	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	南側立面	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	北側立面	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

## ～別表 (マンセル値による色彩制限)～

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	0R～2.5Y	7以下	6以下
		—	3以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
		8以下	3以下
		—	2以下
	その他	—	2以下(無彩色を含む)
屋根色	0R～2.5Y	7以下	6以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)